

学校法人利晶学園ハラスメント防止ガイドライン

このガイドラインは、学校法人利晶学園（以下「法人」という。）が設置する学校・幼稚園・スイミングスクールにおいて、生徒・児童・園児・スイミングスクール生及び教職員一人ひとりが個人としての人格・人権が尊重され、快適な環境で安心して学習、教育及び業務に専念できるよう、ハラスメント防止に関する必要な事項を定めるものです。

1 ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動（不作為を含む。）により、相手を不快にさせたり、不利益を与えることをいい、重大な人権侵害行為かつ違法行為です。

(1) セクシャルハラスメント

男女間又は同性間において性的な言動により、相手を不快にさせたり、不利益を与えることをいいます。悪質なケースは犯罪行為ですが、従来の社会通念ではあまり問題がないと思われていた言動が、セクシャルハラスメントと判断されることもありますので、相手の立場に立った言動が必要です。

特に教職員の生徒・児童に対する行為は、学習意欲の低下や喪失を招くなど就学環境を著しく悪化させるものです。また、大人と子ども、指導する側とされる側という圧倒的な力関係が存在するため、拒否することが困難であり、被害が表面化しにくく、生徒・児童の心に深い傷をつけ、その後の人生に大きな影響を与える重大な事象です。

さらに、生徒・児童、保護者のみならず、社会全体の学園に対する信頼を損なうこととなります。

よって、すべての教職員は、セクシャルハラスメントは許されない行為であることを理解し、学園全体で防止に努めなければなりません。

（具体例）

- ・容姿や体型などを話題にしたり、揶揄する。
- ・指導の際、必要がないのに、髪、肩などに触れる。
- ・泣いている男子に対し、「男のくせに泣くな」という。

(2) パワーハラスメント

職権などの上下関係を背景にし、本来の業務の範疇を超えて、人格と尊厳を傷つける言動により、相手を不快にさせたり、不利益を与えることをいいます。

一般的には職階の上位の者から下位の者にあるいは正規労働者から非正規労働者に対してその地位と職権を利用して嫌がらせがなされるが、専門力を利用すれば部下から上司や同僚間でも起こりえます。

（具体例）

- ・多数の面前で叱責や罵倒をする。
- ・早すぎる納期の仕事を指示するなど無理な要求をする。

・隔離、仲間外し、無視など人間関係からの切り離しをする。

2 ガイドラインの対象及び適用範囲

このガイドラインは、教職員が他の教職員又は生徒・児童・園児・スイミングスクール生、保護者若しくは関係業者等に対して行ったハラスメントに対して、それが行われた時間、場所を問わず、適用します。

3 教職員の心構え

ハラスメントは人権侵害行為です。教職員一人ひとりが常に相手の立場に立って、基本的人権を尊重することが大事です。

- (1) 性に関する言動の受け止め方には、個人や男女間、世代間で差があります。従来は当たり前と思われたことや本人は悪気のない言動でも、相手方が不快に思えばハラスメントに該当します。
- (2) ハラスメントかどうか相手方から意思表示があるとは限りません。教師と生徒や上司と部下など人間関係で拒否できない場合が多いと思われます。「拒否されなかった。」「合意の上」などの釈明は通用しません。「そんなつもりではなかった。」も同様です。
- (3) 勤務時間内、職場内だけでなく、各種学校行事や職場の懇親会などの場においても常に注意する必要があります。

4 ハラスメントの被害にあった場合の対処方法

- (1) 相手の言動を不快に感じたら、その旨意思表示をしましょう。
- (2) 意思表示が出来ない場合は、その場を離れましょう。
- (3) 日時・場所・行為等を出来るだけ詳細に記録しておきましょう。後日の相談や調査の重要かつ貴重な資料になります。
- (4) ひとりで悩んだり、自分を責めたりせず、信頼できる人（先生）や家族に相談しましょう。本部・各学校・幼稚園及びスイミングスクールには相談員もおり、プライバシーには十分配慮しますので、「話を聞いてもらいたい」「アドバイスをもらいたい」という場合は、安心して相談してください。親しい友人や保護者と一緒でもかまいません。

5 学園の対応

(1) 相談体制（相談員）

本部、各学校、幼稚園及びスイミングスクールに原則として複数の相談員（1名は女性）を置き、相談に応じています。

ア 相談員の氏名、電話番号、メールアドレスは、毎年度初めに公表します。

イ 相談の申込は、直接相談員を訪ねてください。電話、電子メールでもできます。

ウ 相談は、面談を原則とし、二人の相談員が話を伺います。

なお、相談は所属以外の相談員でも可能です。

(2) 解決方法について

相談者は、問題解決に向けて調整や調査など、ハラスメント防止委員会に対応して欲しい場合、学園に対して申立をすることができます。相談者自身がどの解決方法を求めるか決めることができます。申立をする場合は、書面で行います。これは、相談者の申立内容を正確に把握する

ためのものです。

調整：相談者と相手方の主張をハラスメント防止委員会が公平な立場で調整し、問題の解決を図ります。

調査：事実関係の公正な調査を行い、ハラスメント防止委員会としてハラスメントに該当すると判断した場合は、懲戒処分の検討を含めた対応を求めることで問題の解決を図ります。

(3) ハラスメント防止委員会の対応

ハラスメント防止委員会では、ハラスメントに関する相談及び申立に対し、必要な調整・調査を行い、再発防止に関する指導や処分等の勧告を行い、問題解決を図ります。

調査の結果、ハラスメントに該当すると委員会が判断した場合は、懲戒処分の対象となる場合があります。その場合、認定した事実に基づいて、ハラスメント防止委員会が理事長に対して、処分等の勧告を行います。懲戒の判断については、ハラスメント防止委員会が行うものではなく、別途定められた懲戒委員会規程に基づいて行われます。

(4) 守秘義務

相談員やハラスメント防止委員会委員等には、守秘義務が課されています。

(5) 不利益取扱の禁止

相談等をした、調査等に協力したことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

(6) 虚偽の申出の禁止

人を陥れるために虚偽の相談等をしてはいけません。そのような事実が確認された場合、処分を受けることがあります。

6 その他

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

